

貴自治体名 西尾市

14 西尾市

懇談日時 10月 23日(金) 午前 ~~午後~~ 10時 30分～ 12時 00分

懇談会場 _____ ※会場が確定している場合はご記入ください。

2015年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(長寿課)電話() FAX()

- ① 除料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
()ない (○)ある→実施年月(平成15年4月)2014年度実績(13)件(200,520)円
- ② 用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
()ない (○)ある→実施年月(平成13年4月)2014年度実績(841)件(6,578,217)円
- ③ 別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (415)人(平成26年4月現在)
- ④ 護給付費準備基金について
2013年度末の残高(455,153)千円
2014年度末の残高(356,459)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤ 域包括支援センター設置数(7)箇所 直営()箇所、委託(7)箇所
職員配置人数(36)人 正職員(28)人、非正規職員(8)人
- ⑥ 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
(○)実施している → 実施年月日(平成17年4月1日) 2014年度実績(436)件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑦ 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
(○)実施している → 実施年月日(平成17年4月1日) 2014年度実績(577)件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑧ 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
()検討中である (○)実施の予定がない
- ⑨ 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	月曜日から金曜日の週5回以内の昼食
	1日平均利用者数(2014年度)	総延べ食事数(7,900)食÷年間配食日数(239)日 =1日当たり平均(33)食
	1食あたりの助成額	所得に応じて、380円または280円
	1食あたりの利用者負担額	所得に応じて、300円または400円
会食方式	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2014年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

- ⑩ 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	西尾市にこやか収集
対象者の要件	要介護・要支援の認定を受けている一人暮らし及び高齢者世帯 身体障害者手帳の所持者で一人暮らし世帯
1カ月平均利用者実数(2014年度)	3世帯(年間37世帯)

- ⑪ 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無		(○)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である	
制度内容	(○)介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額	介護保険の残額の2分の1の額を上限に、最大9万円	
	利用者実数(2014年度)	137人	
	()介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
	助成額		利用者実数(2014年度)

- ⑫ ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施して

いますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

高齢者の方の見守りについては、緊急通報システムの設置、配食サービス及びシルバーカード調査(ひとり暮らし高齢者のみの自宅に伺う調査)を、実施しております。

- ⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
	地域巡回バスの名称	
	利用料	高齢者(歳以上)()円、障がい者()円 一般()円、子ども(歳～ 歳)()円
	その他特記事項	
	2014年度の運行実績	
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	車を所有していない、75歳以上のひとり暮らし 1ヶ月あたり500円の助成券を4枚交付する
	障がい者	対象要件:身体1～3級、療育A・B、精神1・2級 助成内容:1月あたり3枚(初乗運賃相当額)のチケットを交付
	要介護認定者	認定要件なし
	2014年度の助成実績	高齢者(障がい者(交付者561人、助成額5,985,530円) 障がい者(78人)

- ⑭宅老所・街角サロンなど的高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
実施事業の名称	宅老所事業
助成対象	委託料
助成金について	金額(20万)円 → ()年額 ()月額 (○)1回のみ
助成箇所数	7箇所

- ⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2014年度実績)は (434)枚

2)認定書は(○)毎年発行している

()1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

(○)申請書を送付している → 2014年度(1,537)件

()認定書を送付している → 2014年度()件

()自動的に送付していない。

4)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

(○)次のような方法で判断している(要介護認定区分、認知症高齢者の自立度及び障害高齢者の自立度により判断)

⑯介護保険サービス利用人数について (4,906)人(平成27年2月 現在)

⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について ()人(年 月 現在)

⑱施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している (○)助成していない

⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している ()助成していない

⑳介護保険における通院時の院内介助について ()認めている (○)認めていない

㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について (○入退院付き添い)認めている ()認めていない

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2014年度相談件数 (323)件、申請件数 (63)件、そのうち保護開始件数 (55)件

②2015年4月1日時点の受給世帯数と人数 (416)世帯 (579)人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2014年4月1日現在	7人	1年3カ月	0人	61世帯	87人
2015年4月1日現在	7人	1年0カ月	0人	59世帯	82人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか (○)ある ()ない

「ある」場合 配置している人数(1)人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月(20)年(4)月

その職員が担当している業務(生活保護相談(暴力対応)及び同行訪問等)

「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

- (○)自立相談支援事業 (○)直営 ()委託 → 委託先()
 (○)住宅確保給付金の支給 (○)直営 ()委託 → 委託先()
 ()就労準備支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
 (○)一時生活支援事業 (○)直営 ()委託 → 委託先()
 ()家計相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
 ()学習支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
 ()その他(記述:)

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (0)カ所

3)基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。

(○)実施した ()していない

実施した場合の周知方法(ケースワーカーにより個別に対応)

3. 税の滞納について

担当課(収納課)電話(0563-65-2132)FAX(0563-57-1322)

①滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない

②2015年3月31日現在の滞納者の件数

市(町村)県民税 ()件中 (6,027)件

国民健康保険税 ()件中 (5,467)件

固定資産税 ()件中 (2,241)件

③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)

1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数()件

2)換価の猶予の適用件数(0)件

3)滞納処分の停止の適用件数(6,108)件

④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年度内に引き継いだ件数)(110)件

⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

- (1) 原則として、個人住民税の滞納があり、他の市町村税(法人市町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及びその他の市町民税)と併せた滞納額の本税額が50万円以上である事案で、かつ、徴収が困難と認められるもの
 (2) 滞納処分の対象となる財産を有するなど、納税資力があると認められるもの
 (3) 滞納者の住所または所在地が愛知県内にあるもの
 (4) その他次のいずれにも該当するもの
 ア滞納者の住所が明らかなもの
 イ時効が完成していないもの

ウ執行停止相当でないもの
エ徴収猶予または換価猶予中でないもの
オ納付または納付の受託中でないもの
カ課税不備・督促状未発付でないもの
キ不服申立または訴訟中でないもの

- ⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか
(○)引き継ぐ () 引き継がない

4. 国民健康保険

担当課(保険年金課)電話(0563-65-2103)FAX(0563-56-0062)

- ①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2013年度	2014年度	2015年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (7.0) %	× (7.0) %	× (7.0) %
	資産割	固定資産税額	× (25) %	× (25) %	× (25) %
	均等割	加入者1人につき	27,000 円	27,000 円	27,000 円
	平等割	1世帯につき	26,700 円	26,700 円	26,700 円
1人当たり調定額(平均保険料)			96,095 円	96,767 円	97,037 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			15,905 円	6,565 円	0 円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

- ②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	67,300 円	109,900 円	180,100 円
	介護分	10,800 円	23,000 円	38,400 円
	後期高齢者支援分	13,900 円	32,100 円	51,300 円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	28,000 円	65,300 円	150,200 円
	後期高齢者支援分	8,700 円	20,300 円	45,800 円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	20,800 円	67,600 円	126,200 円
	後期高齢者支援分	7,800 円	20,600 円	42,800 円

- ③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- 1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

国民健康保険税の軽減に該当する納税義務者で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される場合

- 2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が300万円以下で、当該世帯の生計の中心となっていた被保険者が失業し、又はその事業を廃止し、若しくは休止したことにより、当該年における総所得金額の見込額が前年中の総所得金額の10分の5以下に減少すると認められる場合

- ④資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している→(71) 世帯
- 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
(○) 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他
- 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数
世帯数(10) 世帯 内、乳幼児(3) 人、小学生(8) 人、中学生(3) 人、高校生世代(3) 人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
世帯数(0) 世帯 内、乳幼児(0) 人、小学生(0) 人、中学生(0) 人、高校生世代(0) 人
- 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
(○) 国の基準どおり実施している

- (○) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
- (○) 高校生世代以下の子どものいる世帯
- () 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
- (○) 病弱者のいる世帯
- () 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

医療費が高額でかつ長期継続する状況になった場合は、面談を行い状況を勘案し行う。

⑤ 短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
 ・5カ月()人 ・6カ月(2,888)人 ・1年()人 ・その他()

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

保険証一斉更新時に前年度以前の国民健康保険税に未納がある者に発行している。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○) 通常の保険証と同じ

() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年度)

1) 差し押さえの基準(納税折衝後、分納等不履行、財産があるにもかかわらず自主納付しない。)

2) 分納者への対応(納税折衝後、分納等不履行、財産があるにもかかわらず自主納付しない。)

3) 予告通知書の発行(156)件

4) 差押え件数 不動産(62)件 預貯金(417)件 生命保険(6)件(内学資保険(2)件)
 その他(14)件(給与9件、所得税還付金5件)

5) 競売などによる現金化 (0)件 (0)円

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (372)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (0)人

3) その他

⑧ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○) 設けている () 検討中である () 設けていない

3) 2014年度の減免件数 (0)件 減免金額 (0)円

⑨ 高額療養費について

() 自動払いしている () 申請書を送付している (○) 通知ハガキのみ送付している

⑩ 国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 () 公開していない (○) 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 (○) ない () ある → () 人

5. 高齢者医療など

担当課(保険年金課) 電話(0563-65-2106) FAX(0563-56-0062)

① 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らし

しの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

(○)対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

後期高齢者福祉医療受給者で、自立支援医療受給者証の所持者及び精神疾病で入院加療を受けている方の保険診療による自己負担分を支給しています。

③2015年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (19,485)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (3,065)人

内〔ひとり暮らし非課税者(351)人

〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者(85)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(38)人 短期保険証発行人数(15)人

差し押さえ(2014年度)件数(4)件、金額(1,257,500)円

6. 子育て支援策

担当課(

)電話(

)FAX(

※2015年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)保険年金課

入院外のみで、対象者を6歳到達年度末の翌日から15歳到達年度末までとし、保険診療による医療費の自己負担分を現物給付にて支給しています。なお、所得制限はありません。

②就学援助学校教育課

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

(○)入学説明会 ()入学式 (○)始業式 (○)ホームページ (○)市広報
()その他()

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の()倍

申請時の該当要件事由を認定基準としている。要件に該当しない場合は特別支援教育就学奨励費負担金の測定方法で判定している。

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

()就学援助認定基準を引き上げた → 【2014年度 倍 → 2015年度 倍】

(○)何もしていない

()その他(下欄にご記入ください)

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (1,570,000)円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (2,350,000)円

5)申請書の受付先 ()市町村窓口 (○)学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

6)民生委員の証明は必要ですか ()必要である (○)必要ない

7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	528 人	534 人
受給割合	3.5%	3.6%
支給額	52,842,000 円	48,134,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 ()現物支給 (○)償還払い ()その他

9)就学援助の項目について

(○)学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 (○)通学用品費 ()通学費

(○)修学旅行費 (○)クラブ活動費 (○)生徒会費 (○)PTA会費 (○)給食費
 (○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費
 ()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
 (○)その他(新入学用品費)

③学校給食について(2015年度)教育庶務課

- 1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食われていますか。
 (○)食われている ()未納者には給食支給を停止している ()その他
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助をすすめる。児童手当での納入をお願いする。

- 2)給食費への自治体独自の補助などの施策 (例:半額補助、第2子以降無料など)

なし

3)給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	26校	6校	9校	11校	0校	240円
中学校	10校	2校	5校	3校	0校	270円

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度)家庭児童支援課

- 1)件数(3,891)件 対応職員(5)人、うち専門職(5)人
 2)専門職の職種について ()児童福祉司 ()社会福祉士 ()臨床心理士 ()保健師
 (4)保育士 ()教員 (1)その他(精神保健福祉士)

3)現状に対する課題

児童虐待を防止するため、子どもや家庭に関わる機関が、虐待という目を持って早期発見、早期対応が重要であるが、意識が低い機関もあるので、市民への啓発と共に関係機関への啓発が必要である。

4)未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

広報誌や電光掲示板等で、虐待防止の呼びかけを行った。
 イベント会場で、啓発品を配布し虐待防止の啓発活動を行った。

⑤児童のいじめに対する対応策はどのようにしていますか。学校教育課

(例)学校にカウンセラー等、専門職を配置
 教育相談の充実、対象児童生徒の指導体制の充実、指導者の育成

⑥保育について子ども課

- 1)育休取得の場合、上の子の保育利用について
 ()取り消し(育休退園) ()そのまま通園
 (○)その他[3歳以上のクラス場合はそのまま入園継続が可能。3歳未満児のクラスの場合は退園となります。]
 2)短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。
 ()ある (○)ない

7. 障害者施策

担当課(福祉課)電話(0563-65-2115)FAX(0563-56-0112)

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)福祉課

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	156	86	60.5	15
重度訪問介護	1	100	499	499
行動援護	2	200	61	38

同行援護	18	95	33	18
------	----	----	----	----

②地域生活支援事業の移動支援福祉課

支給者数(316)人 最多支給時間数(64)時間 平均支給時間数(12.5)時間

③訪問系サービスの支給基準 (○)あり ()なし福祉課

④計画相談支援の8月利用実績 (79)人福祉課

2014年度中に完全実施 (○)した ()できていない

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

サービス利用希望者に対して相談支援専門員の数が少ない。

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について福祉課・長寿課

1)併給をしている人の人数(6)人(H27年 8月 1日現在)

対昨年同月比(100)%

2)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(25)時間

⑥ 5歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について福祉課・長寿課

介護給付支給決定者数(50)人(H27年8月1日現在)

訓練等給付支給決定者数(24)人(H27年8月1日現在)

⑦ 院時の院内介助について ()認めている (○)認めていない福祉課

⑧ 院時のヘルパー派遣について ()認めている (○)認めていない福祉課

9. 健診事業

担当課(健康課)電話(0563-57-0661)FAX(0563-54-7888)

※2015年度の実施状況をご記入ください。

*受診率は推計受診率

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度 受診率
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診	個別・集団	無料	可・不可	無料	可・不可	39.74%
がん検診	胃がん	個別・集団	可・不可	1,000 円	可・不可	16.0%
	大腸がん	個別・集団	可・不可	500 円 対象年齢のみ無料	可・不可	21.2%
	肺がん	個別・集団	可・不可	無料	可・不可	29.8%
	子宮がん	個別・集団	可・不可 対象年齢のみ	1,000 円 対象年齢のみ無料	可・不可	21.6%
	乳がん	超音波	個別・集団	1,000 円	可・不可	18.7%
		マンモグラフィ	個別・集団	1,000 円 対象年齢のみ	可・不可 対象年齢のみ無料	
	前立腺がん	個別・集団	可・不可	500 円	可・不可	28.7%
歯周疾患	個別・集団	無料	可・不可		可・不可	

②乳がん検診(マンモグラフィ)時の視触診について

(○)実施している ()実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる

()実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる

(○)その他(20歳以上の方を対象に毎年受けられる)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

国:企画政策課①・保険年金課②、④・長寿課③、⑥・市民病院管理課⑤、福祉課⑦

県:保険年金課①、②

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日

県	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日

【3】次の資料(各 1 部)の添付をお願いします。

- ① 介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)長寿課
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書長寿課
- ② アンケート【1】1の④の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)長寿課
- ③ アンケート【1】1の⑤の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書福祉課
- ④ アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」収納課
- ⑤ 就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)学校教育課
- ⑥ 国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)保険年金課
- ⑦ 国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)保険年金課
- ⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)全問の各担当課

☆ご協力ありがとうございました